

總持寺祖院所藏近世秋葉寺關係史資料について

武井 慎悟

一、背景

鶴見大学仏教文化研究所では、總持寺祖院（石川県輪島市）に蔵される文書群の継続的な調査を行っている。こうした中で、筆者が研究を進めてきた秋葉信仰に関する史資料が五点確認された。この中には、従来の秋葉信仰研究の中で詳らかでなかった部分を照射しうるような史料も存在し、重要性が高いと判断される。そこで、本稿では總持寺祖院所蔵文書の内、秋葉信仰に関する史資料五種を紹介し、中でも特に重要性が高いと判断されるものを中心として解題および翻刻を行う。

二、解題

本節では、總持寺祖院に所蔵される近世秋葉寺關係史資料五種（以下、本史資料）について、解題を施す。詳しい解

題に入る前に、秋葉信仰について簡単に触れておきたい。秋葉信仰とは、遠江国北部（現・静岡県浜松市天竜区春野町領家）の秋葉山（標高八六六メートル）への種々の信仰を指す。主に火防のご利益で知られ、近世を通して全国各地で信仰された。これまでの研究を参照すると、当初は限定的な範囲の信仰であったと推測されるが、貞享二（一六八五）年、東海道筋に秋葉の神輿を村送りする秋葉祭が発生し、これをきっかけとして全国的な信仰へと膨らんでいった。^①各地に残る石造物の造立年代などから、十八世紀中ごろから十九世紀前半にかけて全国的な流行があったものと推定できる。そして、秋葉山は各地で結成された秋葉講の参詣対象となり、定期的な参詣客で賑わった。また、秋葉山に関わる宗教者や農民が、火防札などの配札活動に従事した。

秋葉山を統括した秋葉寺は、当初真言系の寺院であったと推測されるが、寛永二（一六二五）年に可睡齋の末寺となり、以降曹洞宗に属した。今回扱う史資料が總持寺祖院に伝わるのも、これに由来する。秋葉寺は、十八世紀半ばに勢力を伸張しているが、その背景に幕府や朝廷に対してアプローチする動きがあった。秋葉山は幕府・朝廷の祈願所となったが、これは秋葉信仰の興隆にも一定の意義があったものと思われる。特に、同じ火防の祈願で名をかせた愛宕山が鎮座する京都にあつては、ようやく十八世紀末に秋葉権現の勧請が可視化される。この時期はちょうど秋葉山が勅願所になったところであり、これと併せて、秋葉山出張所の役割を果たした東景寺も、京都に建立されている。こうした点からも、朝廷の祈願所となったことは、秋葉信仰の展開を考える上で一つの重要な契機となったとみてよい。

さて、そのような秋葉寺に関する本史資料であるが、冒頭に触れたとおり、石川県輪島市門前町に所在する總持寺祖院に所蔵される。總持寺祖院は、近代に横浜鶴見に移転するまで、永平寺と並ぶ曹洞宗の本山として機能していた寺院である。總持寺は、明治三十一（一八九八）年の大規模火災で伽藍の多くを失い、これをきっかけに横浜への移転がすすめられた。その一方で、元の地である能登には總持寺祖院が復興された。總持寺祖院は、總持寺旧跡地としての気風を保ちつつ、現在に至っている。中世史料をはじめとして、總持寺の歴史に関わる重要な史資料は、横浜市鶴

見区の大本山總持寺に移管されたが、近世期を中心とした膨大な史料は、總持寺祖院に遺された。現在、總持寺祖院に所蔵される文書は、近世・近代を中心として約二百万点もの量に達する。總持寺祖院所蔵文書は、圭室文雄を中心とした明治大学の調査団によって、四半世紀にわたる長期の調査整理が試みられている^③。この成果は『曹洞宗大本山總持寺能登祖院古文書目録』^④として出版されている。今回、本史資料が披見されるきっかけになったのも、明治大学の調査の成果に拠る。以下では、本史資料の書誌情報について述べる。

書誌情報

ここではまず、本史資料の形状および法量などを紹介する。なお、①④までの題目ならびに番号については、『曹洞宗大本山總持寺能登祖院古文書目録』に拠った。

また注意するべき点として、【史料①】「遠州秋葉寺勅願所被仰出候儀ニ付留」は、總持寺役局と道正庵、勸修寺家雑掌という三者のやり取りについて、安永七（一七七八）年十月から翌八（一七七九）年十月までまとめた綴になっており、途中記載のない頁が存在する。内容をよく見ると、冒頭から記載のない頁までは、道正庵ならびに勸修寺家から總持寺に宛てた書状の内容が時系列順にひとまとめにされている。反対に、記載のない頁より後半の部分には、道正庵ならびに勸修寺家雑掌にあてた總持寺役局の返事が時系列順にまとめられている。相互のやりとりを把握するには、両者を総合して並べ直す必要が生じる。しかし、文末では、原文のまま翻刻していることを予め断っておく。

① 「遠州秋葉寺勅願所被仰出候儀ニ付留」

法 量…(縦×横)二四・一cm×一八・三cm

形 態…綴

数量…一

丁数…十四丁

外題…「安永八年 遠州秋葉寺 勅願所被 仰出候儀ニ付勸家雜掌中并道正庵往復留」

款式…半丁ごとに六行から八行、一行あたり約十七文字で構成される。

番号…No. 3943 (分類) 3瑞世・転衣 (区分) Iイ京都 (番号) 5

②「遠州秋葉寺勅願所に仰出され心得違之儀ニ付書状」

法量…(縦×横) 二〇・二cm×五三・八cm

形態…状

数量…一

番号…No. 5085 (分類) 3瑞世・転衣 (区分) IIIハ勸修寺・令旨 (番号) 379

年代…安永九(二七八〇)年カ

包紙…なし

差出人…勸修寺左大辯宰相

請取人…總持寺

③「書状「遠州秋葉寺一件ニ付」」

法量…(縦×横) 一六・一cm×四五・五cm

形態…状

数量…一

番号…No. 4631 (分類) 3 瑞世・軛衣 (区分) II 口道正庵 (番号) 380

年代…天明元(二七八)年カ

包紙…有り

差出人…立入左京

請取人…道正庵

④「初尾金100疋神納(初穂?)」

法量…(縦×横)一六・五cm×四三cm

形態…状

数量…一

番号…No. 12219 (分類) 6 本末関係 (区分) Vホ④可睡斎 (番号) 42

包紙…なし

差出人…秋葉寺役寮

請取人…能州永福寺知事

⑤秋葉権現木札

法量…縦二九・七mm、横幅最大六・三mm、厚さ六mm

形式…木札

数量…一枚

翻字…「秋葉権現眞言オン・ヒラ・ヒラ・ケン・ヒラケンナウ・ソワカ」

分析の視角

ここでは本史資料を用いて、いかなる分析の視角がありうるか、検討してみたい。特に重要度が高いと思われるのは、秋葉寺が朝廷の勅願所となった際のやり取りに関する諸史料三種である。番号では①「遠州秋葉寺勅願所被仰出候儀ニ付留」②「遠州秋葉寺勅願所に仰出され心得違之儀ニ付書状」③「書状「遠州秋葉寺一件二付」」(題目は『曹洞宗大本山總持寺能登祖院古文書目録』による)が該当する。以下ではまず、曹洞宗教団と朝廷のつながりを概観し、本史資料中①②③に現れる公家や道正庵について確認する。その後、本史資料の分析の視角について、三つの観点から述べてみたい。

近世の曹洞宗教団を考えると、幕府を頂点として僧録寺院を中核とする支配関係は、最もよく認知された形態であるといえようが、一方で朝廷との関係についてはそれほど知られていないものと思われる。そもそも曹洞宗における朝廷との関係は、朝廷からの綸旨を受けて永平寺もしくは總持寺の住職となる、出世(瑞世)に主眼が置かれている。瑞世について歴史的に見ると、永平寺・總持寺共に、正規の住持のほかに、綸旨を受けた一時的な住持が位に就くようになった。一時的な住持が多くなると、次第に住持期間が短くなり、「一夜住職」とも称された⁵⁾。これによって綸旨を受けた僧侶は、瑞世を行った場所、即ち永平寺であれば「前永平」の称号を、總持寺であれば「前總持」の称号を得ることができた。『洞門政要』によれば、かつては能登永光寺、陸奥正法寺、肥後大慈寺などでも瑞世ができたが、元和元(一六一五)年の法度で、越前永平寺、能登總持寺に限られるようになった⁶⁾。近世の瑞世は、希望する僧侶から綸旨を発給する朝廷へ一定の金銭が納められ、永平寺・總持寺へも一定の金銭が納められた。このため、瑞世は朝廷

および兩本山にとって重要な財源確保の機会となるとともに、曹洞宗侶にとつても経歴に華を添える絶好の機会でもあった。朝廷との関係性が消えた現在でも、兩本山への瑞世拜登が曹洞宗侶として法階を上げるための必須要件となつてゐる。

こうした曹洞宗と朝廷との関係は、兩本山から直接朝廷へつながるような単線的なものではなかった。近世曹洞宗の場合では、朝廷への窓口となる寺社伝奏の勸修寺家と、勸修寺家と曹洞宗教団をつなぐ道正庵が存在した。近世において、門跡を持つ教団は勸許を得ずに門跡から法印・大僧都まで補任できたが、曹洞宗のように門跡を持たない宗派に属する寺院は、寺社伝奏の執奏を受けていたためである。なお広瀬は、元和元（二六一五）年の「永平寺諸法度」⁷「總持寺諸法度」以前の出世・参内には、道正庵から長橋殿に申し入れた例と、永平寺から近衛家に、總持寺からは五条家に伝奏を依頼した例などがあつたようだが、その後の万治四（一六六二）年「曹洞宗出世次第^付官物之覚」において、参内・出世の事が確定したと指摘している⁸。この後は、兩本山とも継続して勸修寺家の執奏を受けている。

このような大枠を確認した上で、やや冗長ではあるが、本史資料に現れる公家や道正庵について触れておく。なお、本文中で触れる公家の解説の多くは、特に断りのない限り『公家事典』⁹に拠っている。

そもそも公家とは天皇を指す言葉であつたが、武士の台頭によつて武家とよばれるに至つて、これに対する朝廷ないしその官人を指す言葉となつた。朝廷の構成要因としての公家は、平安時代中期から、家ごとに官位の昇進が慣例となつて形成されていった。鎌倉、室町期には各家の分流や廃絶を繰り返しながら、徐々に家格が定まっていき、江戸期に至つてその固定化をみたという。江戸時代末期の公家の家数は、百三十八家であり、その内訳は江戸時代に新たに取り立てられた新家七十二家と、江戸時代まで存続した旧家六十六家であつた。

公家は律令官制の上級官僚であり、位階とこれに応じた官職に就いたが、どこまでの位に昇れるか、どの官職に補任されるかは各家の格式によつておおよそ定まっていた。この家柄は、摂家・清華家・大臣家・羽林家・名家・半家

に分けられた。本史資料①に見える油小路家は羽林家に属し、近衛少将、中將を経て大納言、中納言まで昇る、いわゆる武官の家である。次に、曹洞宗の取次を行った勸修寺家は名家にあたり、羽林家の下、弁官・藏人を経て中納言・大納言に昇る、いわゆる文官の家である。撰家から半家までの家柄は、堂上公家に区分され、禁裏御所の清涼殿南廂に位置する殿上の間に昇ること、すなわち昇殿を許された家で、五位以上の位階に列する。これに対し、昇殿を許されないものを地下と云った。

公家は、各々の官位に応じて朝廷の政務や儀式を滞りなく勤めることが第一義であり、そのために各家に相伝される技能などを継承し、学問に励む必要があった。さらに、幕府と朝廷をつなぐ武家伝奏、全国の寺社と朝廷をつなぐ寺社伝奏など、いくつかの役割が存在した。なお、江戸期における公家の経済的な柱は、幕府から認められた領地と禁裏御料の藏人分から発給された家禄に拠った。禁裏御料は江戸中期には既に不足がちであったといい、幕府からの補足をもって経済的安定が図られた。こうした状況下で公家は困窮しており、寺社伝奏として寺社から朝廷への取次を行うことは、財政面で支えとなっていたことがうかがわれる。

(一) 勸修寺家

勸修寺家は、先に見た通り、家格を名家(旧家)、藤原氏北家勸修寺流の一門で、甘露寺家の支流にあたる。坊城中納言経俊(一二二四―七六)を家祖とする。本史資料中では勸修寺家をして「頭弁殿」「左大辨宰相」と呼ぶ表現が出てくる。頭弁は藏人頭を兼任する大弁または中弁をさす。藏人頭とは、機密文書などを扱う藏人所の長官で、秘書官的な役割を持つ重要な職であった。そもそも藏人・弁官は能力がなくては勤め難いとされるため、これを代々勤めた家柄である勸修寺家は継承した家職も相まって、伝統的に実務能力に秀でていた家であったといえよう。ちなみに勸修寺は氏寺の名で、南北朝期、経顕(一二九八―一三七三)のときから代々号するようになるが、このころから近世初頭

にかけて特に大きな力を持ち、代々武家伝奏として朝廷と武家の間で重きをなした。

江戸期の家禄は七〇八石、儒学と有職故実を家職とした。西村によれば、近世勸修寺家は「武家伝奏・公卿・藏人頭を代々勤め、少なくとも十九世紀初頭までは常に朝廷運営の中心にいる家であった」とされ、これに伴う役料、礼金をはじめ封建領主として知行地を所有していたことから莫大な収入がもたらされたという。さらに西村は、勸修寺家について「寺社伝奏として、多くの寺社とかかわりを持っていた。とりわけ曹洞宗本山永平寺・総持寺の伝奏を務めていたことは、曹洞宗寺院の出世などにおいて多額の礼金が勸修寺家にもたらされた」ことを述べている。すなわち、曹洞宗寺院における諡号や紫衣勅許出世の執奏に対し、これを求める曹洞宗寺院から多額の礼金がもたらされたのである。これは勸修寺家にとって非常に大きな収入源であった。しかしながら、多くの公家が困窮した十八世紀後半には、安定的な経営が可能であった勸修寺家も厳しい経済状況となっていた。近世後期には年々経営状態が悪化し、十八世紀末頃には儉約の指示が出ていたのである。経営悪化について、西村は、勸修寺家の雑掌であった袖岡文景による記録から「米価の高騰」「曹洞宗寺院からの収納低下」「領地の凶作」の三点の要因があったことを述べている。このうち、「曹洞宗寺院からの収納低下」について、本来であればおよそ四百五十六ヶ寺の出世僧を見込んでいたものの、このときは五十二ヶ寺に留まったとしている。これらの記述からもわかるように、他の堂上公家と比べても安定的な経営が可能であった勸修寺家においても、曹洞宗寺院から得られる礼金は、減収すれば経営悪化に直結するほどの非常に大きな収入源であった。

本史資料中①にみえる安永七（一七七八）年時の当主は、経逸（一七四八—一八〇五）である。経逸は、藏人頭・公卿、大納言に任じられ、寛政五（一七九三）年から享和三（一八〇三）年まで武家伝奏を勤めている。近世の勸修寺家においても非常に力量のある人物であったことが窺われる。

本史資料①③では、道正庵や總持寺と具体的なやり取りを担当していた勸修寺家雑掌の名がみえる。本稿で扱う雑

掌とは、西村の論考によれば「①青侍と並び称されて米三石程度の俸禄で堂上公家に出任、②公家の経営に関与、③武家伝奏は雑掌がいることで役務を滞りなく勤めることができた、④近代華族の「家令」に相当する」とまとめられている。また、こうした雑掌を務めた者の中には、地下官人も少なかったとされる。地下官人は、朝廷に仕えるが昇殿を許されない者のことを指し、昇殿を許された堂上公家の家臣となつて生計を立てる道があつた。¹⁵ 本史資料①にみえる三宅左衛門尉・立入弾正忠であるが、天保九（一八三八）年『年々改正雲上明覧大全』には、三宅右衛門少尉光清と立入近江守政宗という人物の名がみえる。このことから、三宅・立入両家は代々勤修寺家に仕えたものと考えられる。本史資料①では、道正庵や總持寺とのやりとりを一手に引き受けており、雑掌の具体的活動の一端が窺われる。

（二）油小路家

次に秋葉山の執奏を行つた油小路家であるが、家格は羽林家（旧家）、藤原氏四条流の一門で、四条家の支流にあたる。近衛少将、近衛中将を経て、権大納言まで進む羽林家の中でも、家例によつて進める官職に差があつたが、油小路家を含む十五家は、権大納言まで進む家々のうち、頭中将となり得た。家祖は四条流西大路家の祖、従二位隆政の二男で権大納言隆隆（二二九七—一三六四）である。五代である隆継の没後天文四（一五三五）年から家系が中絶した。その後、実に八十五年間絶家であつたが、江戸初期の元和五（一六一九）年に内大臣広橋兼勝の息隆基が相続再興した。これは後陽成天皇の勅定によるとされる。江戸期の家禄百五十石、公家および武家社会の儀式典礼を学ぶ有職故実を家職とした。秋葉山の執奏を行つた安永七（一七七八）年時の油小路家当主は隆前（一七三〇—一八一七）で、安永三（二七七四）年から天明八（一七八八）年まで武家伝奏を務めた人物である。¹⁶ なお、油小路家は遠州秋葉山の他にも、尾張一ノ宮の寺社伝奏を務めている。本史資料①では、秋葉寺が油小路家を執奏として参内、参院等を済ませた旨の記載があるのみで、油小路家の具体的な関与は詳らかでない。

(三)道正庵

最後に、曹洞宗と朝廷間の窓口的役割を果たした道正庵について述べておこう。道正庵は京都に位置し、瑞世に伴う勸修寺家との折衝、繪旨頂戴の際に参内する瑞世僧に対する礼式作法の伝授、瑞世僧の京都での宿所などの機能を有した。他にも「解毒万病円」という丸薬の製造・販売を行っていたことでも知られる。道正庵が曹洞宗侶の瑞世や禅師号の授与に関与していたことが明確に史料に現れるのは永禄元(一五五八)年からであるといい、さらに永禄八(一五六五)年「一貞讓状」によれば、勅号や首座・蔵司といった禅宗寺院の僧階など、種々の官位を取り次いだ際の収入についても取り決められているため、少なくとも永禄年間には道正庵が曹洞宗教団と深い関係にあったことが把握される¹⁷⁾。なお、広瀬の論考では、道正庵が島津氏との親密な関係を構築し、朝廷・足利義昭・豊臣秀吉と島津氏の仲介役を担ったこと、京都における島津氏の雑掌的役割を果たしたことも明らかにされている¹⁸⁾。また、本史資料①では、道正庵が伝奏勸修寺家と両本山との間で奔走する姿が看取されるが、その中で田中正蔵、山崎林八という家来の名が見えている。道正庵は寛文三(一六六三)年「道正庵御家来之者起請文前書之事」という文書内で、手代・家来衆に対し、偽薬の製造販売をしないこと、薬の販売に際し不正を行わないことなどをはじめ、九ヶ条の誓約を課している。この史料によって、道正庵が実に一四二名に及ぶ家来を抱えていることが把握されるが、この署名の中にも、田中・山崎を名乗る家来が見いだされるため、田中・山崎両家が代々道正庵に仕えていた可能性も十分に考えられる。本史資料①では、秋葉寺が勸願所に命じられた件について、秋葉寺が上京したことは秋葉寺出入りの衣屋から様子を聞き及んでいたため、「見廻之使」を出したことが記されており、道正庵の抱える数多くの家来たちは、薬を各地に販売するとともに周辺地域の状況について探りを入れる情報網を構築していたことが窺われる。

以上、曹洞宗と朝廷の関係性について概観した。その上で本史資料の分析の視点を三点ほど挙げ、検討してみたい。

分析の視点①

一つ目は、秋葉寺が朝廷の勅願所に命じられた際の動きがうかがえる点である。これまでの秋葉信仰研究史上で、秋葉山が勅願所に指定されたことは、綸旨の写などからすでに知られていた。また『神仏分離史料』や、秋葉山と御撫物の関係に迫った一矢の研究でも、秋葉山が勅願所に指定された経緯について触れられている¹⁹⁾。こうしたことから秋葉寺が勅願所に指定された歴史的事象は把握されていたといえようが、この事態の裏側やどのような手続きが採られていたかは必ずしも明らかではなかった。本資料①②③では、曹洞宗教団内の秋葉寺勅願所指定に関する一連の背景が読み取れる。特に注目すべきは、秋葉寺が勅願所に仰せ付けられたこととともに、曹洞宗内の他寺院も、道正庵に対して秋葉寺と同じ格式にしてほしいと内密にのぞむことがあり、道正庵も対応に苦慮しているさまが読み取れる点である。このことから、勅願所指定に際して、曹洞宗内での明確な規定がおそくなかったこと、そして、秋葉寺は半ば不意打ちのように勅願所化をなしたことが考えられる。これを裏付けるように、秋葉寺の一件について、道正庵や勸修寺家ごとにかく早く協議がしたいことを總持寺へ訴えている。どのような協議がなされたのか、残念ながら明らかではない。しかし、本資料②では秋葉寺の勅願所指定について、秋葉寺を「心得違」と批判するとともに、「以来可守先蹤」という文言が記されている。こうしてみれば、本件は曹洞宗による朝廷への取次の仕方を明確に規定づける契機になったものと判断できる。また、冒頭に触れた通り、秋葉寺は勅願所に指定されたことをきっかけとして京都に出張所を建立し、確実に勢力を伸張することができた。こうした点を鑑みれば秋葉信仰の展開を考えると、勅願所化が果たした役割は大きいといえるが、それと同時に、勅願所化によって曹洞宗教団のヒエラルキーに属す秋葉寺の立ち位置は如何に変化したか、という疑問も沸いてくる。当時の秋葉寺を取り巻く種々の環境、特に、従来見落とされがちであった「曹洞宗寺院としての秋葉寺」を考察することは、秋葉信仰の研究を行う上で避けられ

ない課題であるが、本史資料は、こうした視角に対して極めて有効であるといえよう。

分析の視点②

二つ目は分析の視点①と関連して、秋葉寺の勅願所指定は、少なからず曹洞宗内部のヒエラルキーを動揺させうるものであったが、こうした問題を解決するための動きがどのようなアクターによってなされたのかという具体相が読み取れる点である。特に本史料中では、関三利や、秋葉寺の本寺であり東海大僧録でもあった可睡齋の名は見えない。もっぱら伝奏勸修寺家、道正庵、永平寺および總持寺のみでやり取りを行っている。近世の官位補任制度について詳細な検討をした高埜によれば、「門跡の存在しない諸宗派の僧侶は、本寺の取次ぎ(添え状)をもって寺社伝奏を通じて官位補任の勅許(口宣)を受けた」としており、さらに「寺社伝奏は直接に勅許を奏請するのではなく、武家伝奏に達してしかるのちに奏請する」という、つまり武家伝奏にワンクッション置くという経路を取っていた⁽²⁾ことを指摘している。先にも確認した通り、秋葉寺の執奏は油小路家が担当することになるが、秋葉寺が勅願所に指定される安永七(一七七八)年時の油小路家当主は隆前(一七三〇—一八一七)で、安永三(一七七四)年から天明八(一七八八)年まで武家伝奏を務めた人物である。⁽²²⁾つまり、油小路隆前が寺社伝奏と武家伝奏を兼ねた状況下での執奏であり、このあたりも周到に用意された感を受けないでもない。また、勅願所指定の手続きと、官位補任を受ける際の手続きを同一なものとして想定すれば、秋葉寺は、僧録であり本寺も兼ねていた可睡齋から取り次(添え状)を得ていたことになる。しかし、本史料中では、道正庵をはじめとして、可睡齋に確認を取ろうとする素振りもないため、勅願所に指定されることと、官位補任を受けることは、基本的には、違った手続きを要したと考えられる。

こうした点も含め本史資料で確認できる限りでは、秋葉寺が勅願所に命じられた一件は伝奏勸修寺家、道正庵、本山(永平寺・總持寺)による内々の合議によって解決が目指された、といえる。つまり、本件自体が曹洞宗教団の中で

も限られたセクションに共有される性格のものであったともいえよう。曹洞宗教団内行政を考慮すれば、こうした案件は僧録寺院をまず通していると考えがちである。けれども、本史資料に現れる各関係者の動きをみると、曹洞宗教団内の寺院をめぐる、幕府や朝廷あるいは本末関係といった種々の統属関係がどのように棲み分けられていたか疑問を投げかける契機になる。

更に俯瞰してみれば、曹洞宗と朝廷に関わる研究をより深掘りできる可能性も拓かれる。これまで曹洞宗と朝廷の関係は、もっぱら瑞世に関わる部分が注目されてきたが、朝廷の勅願所という観点から、近世曹洞宗をめぐる制度的な面での研究の進展が期待される。曹洞宗内に属す近世の勅願所として、播磨月照寺にも興味深い多くの史料が残されている。朝廷からの要望で、臨時の祈願を行っていた月照寺は、明和年間（一七六四—一七七二）に仁和寺（御室御所）の推挙によって禁裏の「長日勅願所」となった⁽²³⁾という。月照寺は、和歌の名手として知られる柿本人麻呂ゆかりの寺院として、朝廷の尊崇を集めたユニークな歴史を持つが、朝廷の勅願所に指定されるにあたり、他宗の門跡による推挙があったことは、極めて興味深い。先に見たとおり、本資史料で扱う秋葉寺も、本来、曹洞宗では勸修寺家や伝奏としていたところ、油小路家に執奏を願うなど、手続き上の不可解な点がある。これまでみてきたとおり、曹洞宗と朝廷の関係は、なお研究の余地があることは明白である。そのような中で、總持寺祖院所蔵史料の中には、勸修寺家や道正庵に関する書状が多く残されている。こうした史料を丹念に探っていくことで、朝廷と曹洞宗の関わりにおいて、瑞世だけでなく、勅願所に指定された寺院の具体相やその背景を明らかにすると共に、他宗のそれと比較検討することで、近世における朝廷と各仏教教団のあり方の一端が鮮明に描ける、といった見通しも立ってくる。

分析の視点③

三つ目は、總持寺や道正庵をはじめとする組織の中で、これらを構成する人物や部署が、いかなる役割を果たして

いるかが窺われる点である。具体的には、總持寺内の日々の寺務を担当する役局が江戸や金沢に出ていたことや、道正庵が各国に情報網を張り巡らせ、衣屋などの業者から得た情報を参考にしているなどの、極めて実際の活動の痕跡を史料中に見出すことが出来る。このようなミクロな見方は、当時を生きた人々の現実的な動きが把握できる点で興味深いものとなっている。

このような視点から、以下では、本史資料を用いた具体的な事例の再現を試みてみよう。ここでは總持寺役局の動きについて、役局の基本的事項を整理した上で本史資料中に現れてくる動きをトレースしてみる。さらに役局の内、昌泉寺が対応していた「納経拜礼」について、他の文献も駆使しつつ再現を試みる。

本史資料①では、道正庵や勸修寺家雑掌から總持寺に宛てた書状は、当時、役局を構成していた宝幢寺・永寿院・長泉寺・昌泉寺・東源寺の五ヶ寺の名で返答している。これらは、總持寺五院の塔頭であった二十二箇寺の内五ヶ寺である。山内塔頭と呼ばれるこれらの寺院は、總持寺の運営にあたり、日々の具体的な寺務を担っており、重要な機能を果たしていた。近世、總持寺住持は、塔頭である普蔵院、妙高庵、洞川庵、伝法庵、如意庵の五院住職が七十五日ずつ交代で務めることが定められていた。五院には、それぞれ各地に末寺があり、それらは輪番地寺院として一年の期限付きで赴任し、五院住職を務めた。このような輪番制を敷く以上、常に總持寺山内は短期間での人の入れ替わりが伴う。しかし、寺院として運営する以上、山内の状況に精通し、日々生じる問題にあたる実働部隊が必要だったことは言うまでもない。『新修門前町史』は、山内の五院と、加賀前田家の縁故寺院である芳春院（總持寺山内）、宝円寺（金沢）が関わり合いながら總持寺の運営がなされていたことに近世總持寺の特徴があるとしつつ、日常の寺務は役局と称される組織を構成する山内塔頭と、代官である星野氏・江尻氏が担ったことを指摘している²⁴。圭室は、總持寺祖院文書を分析して、実際の總持寺の管理・運営にあたったのは芳春院と覚皇院であり、加賀前田氏・寺社奉行・関三利との交渉は全てこの二ヶ寺が対応していたとする。そして、金沢での後見役である宝円寺・天徳院と連携をと

りながら總持寺の経営にあたっていたとしている²⁶⁾。

總持寺役局という組織は、納富によれば「五院塔頭から各一ヶ寺を組頭に選び、各法孫の末寺からの訴訟を、それぞれの組頭が裁決し、總持寺住職に報告する仕組みになっていた」という²⁶⁾。このことから基本的には五院各派から選出された五ヶ寺一組であることがうかがわれる。しかし、本史資料①の事例では、普藏院門中から長泉寺、妙高庵門中から宝幢寺、洞川庵門中から東源寺・昌泉寺、如意庵門中から永寿院が役局を構成している。すなわち、伝法庵門中からは役寺がでておらず、洞川庵門中から二ヶ寺選ばれているため、何らかの事情がある場合、他派が肩代わりする例もあったものと看取される。

また、本史資料①の中では、五ヶ寺の内、三ヶ寺が總持寺を留守にしている状況の中で二ヶ寺のみが總持寺内の役を司っていること、また勸修寺家に上京を命じられたが、二ヶ寺しか總持寺にいない現状では寺務が滞るので、留守にしている三ヶ寺のうち、どれかが帰山しないと上京できない、と返答している。このことから、役局にあたる五ヶ寺が、日々の寺務を司るにあたり、總持寺を留守にしたとしても、他の山内塔頭から補充などはされないことがわかる。

つぎに本史資料中①に見られる役局の具体的活動を見てみよう。まず、五月二十六日付の道正庵への返答によれば、東源寺は、どのような用向きかは書かれていないものの、江戸に赴いたまま能登に帰っていないとある。長泉寺は「本山惣動定ニ付」出府しているとある。さらに、在金沢とあるため、本山の用向きで金沢へ赴いていたことが把握される。おそらくは後見である金沢宝円寺や天徳院との連絡があったものと思われる。ここまでは、具体的な動きが追えないものの、次の昌泉寺については細かい活動を見出すことができる。昌泉寺は江戸へ「納経拜礼」に出向いているとある。そこで、昌泉寺が携わった納経拜礼について細かくみてみる。納経拜礼については、『洞門政要』に言及がある。これによれば、そもそも朱印地を安堵された寺院は、その恩典に報いるため、種々の奉仕が定められていたと

日付	宿泊	地現在の地名	備考
四月六日	堀松泊	石川県羽咋郡	
七日	津幡泊	石川県かほく郡	
八日	高岡泊	富山県高岡市	
九日	魚津泊	富山県魚津市	
十日	市振泊	新潟県糸魚川市	
十一日	能泊	新潟県糸魚川市	
十二日	荒井泊	新潟県妙高市	
十三日	善光寺泊	長野県長野市	
十四日	上田泊	長野県上田市	昌泉寺別行動
十五日	板鼻泊	群馬県安中市	
十六日	熊谷泊	埼玉県熊谷市	
十七日	板橋泊	東京都板橋区	
十八日	本郷着	東京都文京区	昌泉寺到着
十九日	本郷着	東京都文京区	洞泉庵到着

表一：『覆刻總持寺史』〔栗山泰音 一九八〇〕の記述を基に作成

世子、孝恭院殿権大納言家基の薨去につき、總持寺では五院の内、洞泉庵層雲が現住として江戸に向けて四月六日に立出、上野寛永寺にて納経拜礼の儀を行った。江戸に向かったのは、洞泉庵層雲をはじめ、役員昌泉寺、伴僧秀翁院ほか二名、若党・小者・駕籠之者など、僧俗あわせて十五人であった。總持寺現住が洞泉庵であったためか、洞泉庵門中の塔頭である昌泉寺および秀翁院が随伴している。日程は四月六日に總持寺を出立して、同十九日、江戸に到着している。道中については、『覆刻總持寺史』を参照して表一を作成したが、これをみると、能登總持寺から現在の富山県、新潟県から長野県に入り、中山道を通って江戸に入った。なお、途中昌泉寺は別行動をとっており、洞泉庵より一日早く江戸に到着している。昌泉寺は江戸での滞在に関する諸々の準備を行っていたと見え、こう

いう⁽²⁷⁾。そのうちの納経拜礼については、「納経とは將軍薨去の際御朱印地寺院の内百石以上を頂戴せる寺院、一宗の大本寺、及独礼格の或る寺院等が、經典を將軍の靈前に献供する事」とある。納経については四代將軍家綱薨去の際に初めて行われ、以降代々続いたという。納経拜礼を勤めた寺院には、施物が下されるが、總持寺と永平寺であれば一五〇貫文であった。嘉永六（一八五三）年に納経に出仕した可睡齋の留書によれば、約半年を要したようであり、大掛かりな行事であったことが看取される。ただし、本史資料①に現れる納経拜礼は、將軍薨去に伴うものではなく、十代將軍家治の継子であった家基（孝恭院殿）に対するものであった。『覆刻總持寺史』に、家基（孝恭院殿）に対する納経拜礼について細かく記されているので参照してみる。これによれば、安永八（一七七九）年二月、十代將軍家治の

した補佐的な役割を、山内塔頭が任ぜられていたことが把握される。翌二十日には、昌泉寺が加賀藩家老、本多刑部・西尾隼人の長屋へ赴き、總持寺到着の案内と、行列を構成する御借人といわれる供廻り等の打ち合わせを行い、各老中へ出府の挨拶に回った。二十五日には、行列を組んで上野東叡山見明院へ赴いた。納経拜礼が終わると、法事掛り奉行の老中板倉佐渡守、寺社奉行土岐美濃守、牧野豊前守屋敷へ挨拶廻り、五月一日には東叡山凌雲院にて施物一五〇貫文頂戴、御礼廻りならびに帰国挨拶などを済まし、五月十日に江戸を出立して前掲の道のりで能登へ帰国した。本史資料①で、役局は、五月二十六日付で勤修寺家に昌泉寺が留守である旨を知らせている。日程的に見ると、昌泉寺は、ちょうど帰国の半ばであり、行きと同じく十九日間かかるとすれば二十九日には總持寺に帰国したと考えられよう。なお、ここで取り上げた納経拜礼については、『祐天寺史資料集』⁽³⁰⁾などでも記述がみられ、他宗における納経拜礼について、その様子が看取される。

ここまで、本史資料①に現れた納経拜礼から、役局であった總持寺山内塔頭の具体的な動きをみてきたが、納経拜礼などの臨時に起こる大規模な行事に際して、江戸出府の道中や加賀藩、老中への挨拶に至るまで極めて多忙な様子が見て取れる。また、東源寺や長泉寺が在山していなかったことを鑑みても、役局を構成する複数の寺が山内を留守にすることが間々あったと推測され、山内の留守を預かる役局は、日々舞い込んでくる外からの動きにも当然対応せねばならず、こちらも多忙であったことが把握される。こうした事例の再現は、本史資料と他の文献を組み合わせて行ったものだが、本史資料から見えてくる役局の動きとつきあわせて分析することで、当時の總持寺運営の具体相が可視化できる。

以上、近世の秋葉信仰や曹洞教団内行政など、具体的に多くの情報を与えてくれる本史資料①②③は、翻刻を施すに大いに価値あるものと判断できる。なお、①②③以外の史資料では④「初尾金100疋神納(初穂?)」、⑤秋葉権現木札があるが、これらは能登總持寺における秋葉信仰の受容を示すものである。④「初尾金100疋神納(初穂?)」

は、近世秋葉寺から永福寺に対して出された初穂料の受領證である。永福寺は總持寺五院、伝法庵の山内塔頭の一つである。年代がはっきりしないが、近世總持寺の役局を務める役割のあった山内塔頭寺院が、秋葉寺に火災消除、寺内安全の祈禱を願っていることは興味深い。本山の一部をなす寺院であっても、火防の効験で知られた秋葉寺を頼むといった、当時の信仰のありようを垣間見ることができよう。

⑤秋葉権現木札は、總持寺祖院の蔵、二階に保管されているものである。『曹洞宗大本山總持寺能登祖院古文書目録』には記載されないが、秋葉信仰に関するものであるため、あえて取り上げた。木札に墨字で秋葉権現真言（オンヒラヒラケンヒラケンノウソツカ）が書かれている。この札自体がいつごろのものか定かではない。能登總持寺と秋葉信仰の関係が読み取れるものでは、安政六（一八五九）年に總持寺が加賀藩寺社奉行に提出した『安政六年諸般書上』がある。ここには、總持寺の諸堂の中に「秋葉堂 式間四方」⁽³¹⁾があつたことが記されており、總持寺内に秋葉権現が勧請されていたことが知られる。

また、このほか、總持寺祖院には、秋葉信仰に関連するものとして『秋葉蔵版金光明最勝王經』（十卷一結）も所蔵されている。ただし、これについては、拙稿「秋葉蔵版『金光明最勝王經』——近世秋葉信仰と總持寺——」⁽³²⁾にて詳述したため、本稿では触れない。

三、小結と今後の展望

本稿では、總持寺祖院にて披見された近世秋葉寺に係する史資料五種について、翻刻を試み、若干の解題を付した。これによって、近世秋葉信仰の展開、特に勅願所指定の経緯について、さらには曹洞宗寺院としての秋葉寺の立ち位置の変化について、若干ではあるが具体的な言及ができるようになると思われる。今後は、秋葉寺勅願所指定によって、近世秋葉山の状況がどのように変化したか、具体的に明らかにしていきたい。さらに付け加えると、總持寺祖

院に所蔵される史料には、勸修寺家や道正庵に関係するものが未だ多数存在する。こうした史料をあたっていくことによって、近世曹洞宗と朝廷の関係について、勅願所となった寺院の役割も含め、より具体的に明らかにできるのではないかと考える。継続的な總持寺祖院所蔵文書の調査とともに、今後の課題としたい。いづれにしても、本稿で扱った史料群は、さまざまな角度からの活用が期待できる好史料であるといえるが、翻刻にあたっては不慣れなことも手伝って、確実なものが作成できたかいささか不安が残る。大方の御叱正を仰ぎたい。

末筆ながら、このたび調査・閲覧のご許可を賜った大本山總持寺祖院に、心より感謝申し上げます。

〔凡例〕

- 一、本稿は、石川県輪島市門前町總持寺祖院が所蔵する、近世秋葉信仰に係る史資料四種を翻刻したものである。なお、⑤秋葉権現木札については、解題中に翻字した。
- 二、各史資料の名称は、『曹洞宗大本山總持寺能登祖院古文書目録』（日本近代仏教史研究会編 二〇〇五）に拠った。
- 三、読みやすさの便宜を図るため、①「遠州秋葉寺勅願所被仰出候儀ニ付留」に限り、適宜読点を付した。なお、半丁ごとの行末に「」を付した。
- 四、解題にて詳述したとおり①「遠州秋葉寺勅願所被仰出候儀ニ付留」は、書簡の往復があった通りには記録されていない。道正庵や勸修寺家から總持寺に宛てた書簡と、總持寺が道正庵や勸修寺家に宛てた書簡がそれぞれ年代順にまとめられている。翻刻に際しては原文を尊重し、順番を入れ替える操作は行っていない。
- 五、改行は本文に則った。
- 六、異体字等は常用漢字に改めた。
- 七、変体仮名は、かな表記に改めた。
- 八、カタカナで書かれた文字は、そのまま表記した。ただし、「ニ」など原文において小さく表記された文字は、小文字とした。
- 九、「而」「者」「江」「茂」「与」などは漢字のままで表記し、小文字とした。なお、「并」も同様の表記をした。「之」は原文通りに、漢字のまま大文字で表記した。
- 十、虫損などで解説ができない場合は、該当箇所を□で示した。なお、内容的に推定できるものについては右傍注に（〜カ）と付した。
- 十一、合字「カ」「リ」はそのまま表記した。

十二、花押が記されているものについては「花押」と記した。また、印章が用いられているものには、「」と付した。

十三、記載のない部分については半丁ごとに「記載ナシ」と記した。

十四、闕字・平出・台頭は原文通りとした。

十五、踊り字は、漢字には「々」、カタカナには「々」を用いた。なお、連続する同一文の省略に際しては「〃」で表記した。

十六、表紙・包紙がある場合、【】にその旨を示した。

〔翻刻〕

【史料①】「遠州秋葉寺勅願所被仰出候儀ニ付留」

【表紙】

安永八年

遠州秋葉寺 勅願所被 仰出候儀ニ付

勸家雜掌中^并道正庵往復留

【本文】

態以飛脚一筆致啓上候、先以時節寒冷相募候、

御本山御静謐各愈御堅固_ニ被成御勤候哉、
承度存候、

一昨廿二日夜五ツ時從

「勸修寺殿只今參候様被仰聞_ニ付、早々致參
殿候所、御雜掌中被仰聞候趣、此度遠州」

秋葉寺儀、油小路家執 奏_{ニ而}

勅願所_ニ被 仰出參 内參 院等

相濟候、右一件兩本山御承知之儀候哉、又秋葉寺
が貴庵_江御沙汰有之哉、此段 頭弁殿被

致承知度旨、書付を以被仰聞候、私返答此儀

一向様子存不申候、尤遠州相廻り候、家来共方_江」

秋葉寺出入之衣屋が御上京之様子為相

知申候故、私_も見廻之使、遣申候得共、右一件之

儀_者承り不申候、勿論 御本山_江御沙汰有之

儀_ニて、私方_江御沙汰可有之候得共不伴、其儀仕合_与

奉存候旨申答候、然_者急々飛脚を以、兩御

本山_江御尋申入是様被仰聞候、依之態以飛脚」

勸修寺殿之御書付、別紙^ニ写掛御目申候、
右之御答早々可被仰下、俄御返書之通を以
勸修寺殿^江御答申上度候、猶期後音時候、
恐惶謹言

十月廿三日

道正庵

名乗書判

御役者中

玉座下^レ

遠江国

秋葉寺

右此度油小路家執^ニ奏^ニ而

勸願所^ニ被^レ仰出参^内

院参等相濟候、右之次第委細被致

承知度事

十月廿二日^レ

一筆致啓上候、追日向暑候所、五院役御勇

健_ニ可被成御座珍重被存候、然_者内々被相
尋度儀御座候間、遠境御出儀被存候得共、
御役者中御一人、早々御上京候様被致度候、
右之通可得御意旨、勸修寺殿被申付如斯
御座候、恐惶謹言」

五月八日

三宅左衛門尉

名乗書判

立入彈正忠

同断

總持寺

御役者中

間々永平寺御役者中被相招候、
為御心得尋御意候也」

一筆啓上仕候、先以浅暑之節 御本山御静謐

各役御堅固珍重存候、然_者

勸修寺殿御雜掌中_方御状致到来候_ニ付、

早々御届申入候、御落手可被下候、尤先書_ニ御内意

申入置候、遠州秋葉山之儀_二付、被得御意度
趣_二御座候、右之段可得貴意如此御座候、猶期後_一
音時候、恐惶謹言

道正庵

五月九日

名乗書判

總持禪寺

御役者中玉座下

一筆啓上仕候、時候向暑之節
御本山御静謐各様方悉御清康
御勤被成候哉、承度奉存候、

一先頃遠州秋葉寺之儀_二付、御役者
中様御老人、御上京被成候様、

勸修寺様御雜掌中_方御状到来、

從庵主早々御届申上候、定_而相違

可申奉存候、早々御老人御上京被成候
間、可然様奉存候、急々道正庵被得
貴意度候 訳者秋葉寺之儀_者

勿論頃日外々専内分_ニて秋葉寺

之格式_ニ被仰付被下候様、相願候

寺方有之故、内分_ニ而承候、此義_茂

若又相叶候_者、向後御宗風如何故之

我俣相成可申哉、恐々庵主甚恐入

罷在候、仍之逆_茂御上京被成候趣_ニ候

ハ、片時も早_ク御上京奉待候、委曲之」

儀_者筆頭難申上候、尤越前

御本山へも右之段申上候、右為可得貴意

如斯御座候、猶期拝顔之時候、恐惶

謹言

六月四日

田中正藏

名乗書判

山崎林八

名乗書判

惣持寺様

御役者中様

「玉座下」

猶々此儀先極内々^ニ而承候間、御沙汰御無用
可被成候、併相違^茂無之儀^ニ而御座候、急々
被仰出も可有之趣承候、而御内々早々申上候、已上

「記載ナシ」

「記載ナシ」

「記載ナシ」

先月廿三日之御飛札當月二日相達致披見候、

如來論寒冷相募候得共、貴庵愈御堅固^ニ

被成御勤珍重之至候、然^者遠州秋葉寺儀、

油小路家御執 奏^ニ而 勅願所^ニ被

仰出則參 内参院等相濟、夫^ニ付今般從

頭弁様兩本山^江御尋之趣、貴庵迄被仰出、則

願御飛簡委細致承知候、此儀^者貴庵先達^而

御参殿之節被申上候通り、一向当山^ニも承り不申」

今般依貴札初^而承り申候、此趣

頭弁様^江急被仰上候様、雜掌中迄御達可申候、
依^而回答如此御座候、以上

十一月三日

役局

各名印

道正庵

御芳札致拜見候、如来命向暑之節各御

堅勝^ニ御勤達被成珍重之至存候、然^者御^一

内々御尋被成度儀御座候^ニ付、同役之内一人

早々上京仕候様、從

勸修寺様被仰出候^ニ付、御申越致承知候間、

右之段急被仰上可被下候、依^而御答如此御座候、

恐々謹言

五月廿六日

宝幢寺

名書判

永寿院

”

長泉寺

在金沢

昌泉寺

在江戸

東源寺

同断

立入彈正忠殿

三宅左エ門尉殿

間々永平寺者も役者中上京被成由致

承知候一

間々御雜掌中者早速請之通及返書

候間、急御達可被成御座候、

貴簡相達致披見候、如來諭淺暑之節貴庵

御堅固ニ御達珍重之至存候、然者今般從

勸修寺殿御雜掌中拙寺等、御書達ニ付、

早速被相達致披見候所、先達而貴庵より一

内意有之候、遠州秋葉寺之儀ニ而御座候、就夫

拙寺共之内一寺、早々可致上京義、被仰遣候得共、

同役之内東源寺者、只今江戸より帰山無之、

昌泉寺儀^者、納經拜礼^ニ当山方丈江戸^江

被成參府候、守護^ニ罷下候、長泉寺^者、本山

惣勤定^ニ付、金澤出府仕居候^而、当時兩寺のみ

之在役故、早々^者難致上京候間、今暫之内可

致延引候条、其段^者貴庵^ハ急御申上置被下^レ

度頼入存候、尤同役長泉寺儀、頓^而可致帰山候

間、其節得^与示談之上^一寺早速可致上京、

只今拙寺共兩門^ニ候得^者、此内壺寺致上京候^者、

此方諸用差支候間、是等之趣急御取成置

被下度頼入存候、右回答如此御座候、已上

五月廿六日

宝幢寺 書判

永寿院 ”

長泉寺 在金沢

昌泉寺 在江戸

道正庵

東源寺 ”

一翰致啓上候、残暑之節各様御堅勝^ニ御勤達

可被成珍重之御儀^ニ存候、然^者御内々御尋被成差

越御座候^ニ付、拙寺共之内老入、致上京候様、先達^而被仰下承知仕候、然上^者上京可仕之所、其節道正庵迄申遣候通之^ニ訊合^而段々

延引仕候、依^而昌泉寺帰山之上、早速上京被申付、出立日限迄相隠居候所、被當時氣^ニ暫相滞、漸及快気此度上京仕候条^者、昌泉寺具^ニ可申上候、恐々謹言

七月十五日」

宝幢寺

名書判

永寿院

名書判

長泉寺

不在為

東源寺

不在為

立入彈正忠殿

三宅左衛門尉殿

一箇致啓達候、残暑之節貴庵弥御堅固^ニ候、御達可被成珍重之至^ニ存候、然^者先達^而從 勸家、拙寺共之内乞人、早速可被上京旨被仰越候」

^ニ付、此度昌泉寺上京被申付候、段々是迄及延引候義、先達^而得貴意候通^ニ候間、急御取成可被下候、委曲之義^者昌泉寺可申追々以上

七月十五日

宝幢寺

名書判

永寿院

名書判

長泉寺

不在為

東源寺

不在為

道正庵」

「記載ナシ」

「記載ナシ」

「記載ナシ」

「記載ナシ」

【史料②】「遠州秋葉寺勅願所に仰出され心得違の儀に付書状」

【本文】

芳札令披閱候仰

去々冬遠州秋葉寺

勅願所被 仰出納

心得違之儀申之候ニ付

此度更ニ以来可守

先蹤之方被 仰出依之

為御請使札之趣令

承知恐々謹言

勸修寺左大辯宰相

正月廿日

(花押)

總持寺

【史料③】「書状〔遠州秋葉寺一件ニ付〕」

【包み紙】

立入氏書中写

【本文】

覺

一言状遠州秋葉寺

一件之儀^ニ付書付を以

諸御末寺^江可被相達段

被申入候得共今度

禪師上洛依之御座談^茂

有之事^ニ候得^者被

相触候^ニ不及候此段

両寺^江御通達可有候事

丑

五月 立入左京^{繪亮之}□□

道正庵殿

【史料④】「初尾金100疋神納(初穂?)」

【本文】

御初尾金百疋

右致神納候則於

神前御寺内安全火災

消除御祈禱可抽

丹誠候以上

秋葉寺

子十月廿六 役寮印

能州

永福寺様

御知事

註

(1) 田村貞雄監修『秋葉信仰』 雄山閣 一九九八、田村貞雄『秋葉信仰の新研究』 岩田書院 二〇一四など。

(2) 一矢典子「近世京都の東景寺と秋葉山」(神戸女子民俗学会 『久里』 25号 二〇一〇所収) 参照。なお、一矢は近世秋葉山が朝廷の祈願所として「御撫物」を扱っていたことを『秋葉山御撫物からみた近世秋葉信仰——草津宿本陣『大福帳』に記された記録から——』(神戸女子民俗学会 『久里』 22号 二〇〇八所収) で明らかにしている。

- (3) 圭室文雄「古文書の整理を続けて」(『思索の樹海』明治大学 二〇〇四所収)
- (4) 日本近代仏教史研究会『曹洞宗大本山總持寺能登祖院古文書目録』有峰書店新社 二〇〇五
- (5) 広瀬良弘「中・近世における木下道正庵と曹洞宗教団」(大本山永平寺大遠忌局文化事業専門部会出版委員会編集『道元禪師研究論集』大修館書店 二〇〇二所収)
- (6) 横関了胤『江戸時代 洞門政要』東洋書院 一九三八
- (7) 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会 一九八九
- (8) 註5同
- (9) 橋本政宣編『公家事典』吉川弘文館 二〇一〇
- (10) 西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』吉川弘文館 二〇〇八 二七二頁
- (11) 右同書 同頁
- (12) 右同書
- (13) 日本史史料研究会監修 神田裕理編著『伝奏と呼ばれた人々 公武交渉人の七百年史』二〇一七
- (14) 註10同書 二五七頁
- (15) 右同書
- (16) 註13同書
- (17) 註5同書
- (18) 右同書
- (19) 辻善之助、村上專精、鷲尾順敬編『明治維新神仏分離史料』東方書院 一九二六、なお一矢論文については註2を参照のこと。

- (20) 註7 同書 一五一頁
- (21) 右同書 一五三頁
- (22) 註13 同書
- (23) 鶴崎裕雄、神道宗紀、小倉嘉夫編著『月照寺明石柿本社奉納和歌集』和泉書院 二〇一一
- (24) 門前町史編さん委員会『新修門前町史 通史編』石川県門前町 二〇〇六
- (25) 圭室文雄『總持寺祖院古文書を読み解く——近世曹洞宗教団の展開——』曹洞宗宗務庁 二〇〇八
- (26) 納富常天『總持寺と曹洞宗の發展——鶴見御移転百年に因んで——』總和会宮城県支部 二〇一〇 一七〇頁
- (27) 註6 同書
- (28) 右同書 七一五頁
- (29) 栗山泰音『覆刻 總持寺史』曹洞宗大本山總持寺 一九八〇
- (30) 祐天寺研究室編『祐天寺史資料集 第一卷「下」』大東出版社 二〇〇二
- (31) 納富常天『江戸末期における總持寺の実情(二)——『安政六年諸般書上』を中心として——』『鶴見大学仏教文化研究所紀要第十号』二〇〇五所収
- (32) 拙稿「秋葉蔵版『金光明最勝王經』——近世秋葉信仰と總持寺——」『鶴見大学仏教文化研究所紀要第二十六号』二〇二〇所収

(たけい しんご・鶴見大学仏教文化研究所特任研究員)